

地域密着型通所介護及び第1号通所事業（通所型サービス国基準型）

デイサービスセンターあすか運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人美瑛町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設するデイサービスセンターあすか（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業及び指定第1号通所（通所型サービス国基準型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は通所型サービス国基準型にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定第1号通所（通所型サービス国基準型）の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者（第1号通所事業対象者）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1） 名 称 デイサービスセンターあすか

（2） 所在地 美瑛町栄町3丁目4番32号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1） 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2） 生活相談員 3人

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、他の従事者に対する技

術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

(2) 看護職員 3人(機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 介護職員 4人

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 3人(看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、運動器の機能向上と機能の減衰を防止するために必要な訓練を行う。

(6) 事務職員 1人(兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(7) 調理員 1人

調理員は、利用者に提供する給食を調理する。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時15分までとする。

(指定地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護等の利用定員は、次のとおりとする。

1単位 10人(小規模)

(指定地域密着型通所介護等の内容及び提供方法)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴(一般浴)

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) 送迎

(6) アクティビティ(介護予防)

2 指定地域密着型通所介護等の提供方法は、次のとおりとする。

(1) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行う。

(2) 利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることとする。

(3) 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒むことはできない

い。実施地域等を勘案し、自ら適切な居宅サービスを提供することが困難である場合は、他の事業所の紹介、その他の必要な措置を講ずる。

(指定地域密着型通所介護計画等の作成)

第8条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画等を作成する。

2 地域密着型通所介護計画等を作成又は変更する際には、利用者又はその家族に対し、その内容を説明し、同意を得る。

3 地域密着型通所介護計画等の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成する。

4 従業者は、それぞれの利用について、地域密着型通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況を説明し記録する。

(指定地域密着型通所介護等の利用料)

第9条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 昼食代は、おやつ代を含め500円を徴収する。

(2) おむつ代は、実費を徴収する。

(3) その他事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、該当サービスの内容及び費用を説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

3 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は振替により、指定期日まで受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、美瑛町全域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護等のサービス提供中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成

するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年２回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務
（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

第１３条 事業所は、使用する備品を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、衛生管理に努めるとともに、感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

- ２ 事業所は、従業者に対し感染等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１回以上の健康診断を受診させる。
（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１４条 利用者は、生活相談員等の指示に従ってサービスの提供を受けるものとする。

- ２ 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 主治医からの指示事項がある場合は、必ず申し出ること。
 - (2) 体調不良等により通所介護に適さないと判断される場合は、サービスの提供を見合わせる。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (4) 私物については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意する。
（その他運営についての重要事項）

第１５条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後１か月以内
- (2) 継続研修 年２回以上
- ２ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ３ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年５月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年１月６日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年３月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年５月２１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年６月２７日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年７月１３日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３１年２月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和１年６月２５日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。